

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

70

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

保育対策総合支援事業費補助金の適切かつ円滑な事務の執行

提案団体

広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、愛媛県、日本創生のための将来世代応援知事同盟

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的な内容

保育対策総合支援事業費において、新規に補助事業を行う場合、当年度の国庫補助要綱を予算成立後速やかに周知・施行することで、県や市町の補助業務を円滑に実施する。

具体的な支障事例

平成 28 年度に国においてスタートされた「保育補助者雇用強化事業」について、その交付要綱が平成 28 年 12 月に発出され、県の要綱改正や市町、保育施設への周知は平成 29 年に至った。
当初予算を要求する時点で、間接・直接の区分や政令市・中核市の扱いが示されず、予算の積算に支障が生じた。
その上、当該補助金は、年度当初からの保育補助者の雇用経費を補助するもので、年度末に近づいてのスタートでは、目的を果たすことができず、当初予算額(265 百万円)の大半(202 百万)を減額補正する結果となつた。
今後も新規事業の実施が見込まれるところであり、円滑な事務の執行を確保する必要がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

予算成立後速やかに国庫補助要綱を周知・施行することにより、事務が円滑・適切に行われるとともに、保育サービスが向上される。

根拠法令等

保育対策総合支援事業費補助金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、山形県、海老名市、静岡県、浜松市、伊丹市、知多市、鳥取県、徳島県、北九州市、大村市、佐賀県、宮崎県、沖縄県

○保育対策総合支援事業費補助金等の国庫補助事業における新規・拡充事業については、区市町村の当初予算要求の時期を十分勘案した上で、実施スケジュールを決定してもらいたい。当初予算で要求できない場合は、補正予算での対応となり、年度当初から実施することができない。

○当該補助金について、事業者に対し申請意向の事前調査を行い、その結果に基づいて補正予算を組んだが、確定した要綱による申請要件が厳しかったため複数の事業者が申請を辞退し、執行率が 20%程度となつた。

○保育対策総合支援事業費補助金については、平成28年度において、平成27年度繰越分、平成28年度当初分及び二次補正分の3種類の事業があり、事務が繁雑な上に、国庫補助要綱等の周知が遅く、補助事業の円滑な実施に支障が生じた。(二次補正分の事業については、平成28年度中の実施ができなかった。)

○保育士等の確保が困難な状況下で、本補助事業を活用し、待機児童を解消していくためには、補助要綱等の速やかな周知・施行が必要であると考える。

平成28年度の本要綱は平成28年12月に発出されたが、そのため予算の積算が遅れ、平成29年度に向けた事業の周知等に支障が出た。また、要綱内容に不明点があり問い合わせをしたが、回答に時間がかかることが多くさらに事業の周知等が遅れる結果となった。保育士資格取得支援事業や保育士試験による資格取得支援事業においては、保育士試験や養成校への申込期限があるため、周知等が遅れると事業実施に大きな支障が出てくる。そのため、補助金要綱の早期発出もそうであるが、あらゆるパターンが想定される事業もあるため、FAQの作成は必要と考える。保育士資格取得支援事業について、対象者の条件を常勤職員としているが、常勤職員で働く対象保育士が、常勤職員として勤務しながら本事業を実施するのは難しいと考える。代替雇用費においても、市町村の予算の関係上、対象日数が多く計上できない実態も考えると常勤職員に限定するの事業実施が難しくなるため、せめて1ヶ月80時間勤務とするなど、対象者の範囲拡大が必要と考える。

○平成28年度に国においてスタートされた「保育補助者雇用強化事業」について、その交付要綱が平成28年12月に発出され、県の要綱改正や市町、保育施設への周知は平成29年に至った。当初予算を要求する時点で、間接・直接の区分や政令市・中核市の扱いが示されず、予算の積算に支障が生じた。

その上、当該補助金は、年度当初からの保育補助者の雇用経費を補助するもので、年度末に近づいてのスタートでは、目的を果たすことができず、当初予算額(265百万円)の大半(202百万)を減額補正する結果となった。今後も新規事業の実施が見込まれるところであり、円滑な事務の執行を確保する必要がある。

○平成28年度保育対策総合支援事業費補助金の交付要綱の発出が遅かったため、小規模保育事業を行う事業者が施設改修を行う際の市の補助業務において非常に苦慮した。補助要綱の発出が早ければ、事業所の開所時期を早められた可能性もあり、保育サービス向上に直結している。年度当初の速やかな国庫補助要綱発出についての意見に賛同する。

○厚生労働省の補助事業全般に言えることであり、市町の新規事業が当初ではなく補正対応となっていることから、改善を提案する必要がある。

○「保育補助者雇用強化事業」に限らず、年度途中に国庫補助金の交付要綱が発出され、年度当初からの遅延適用となる場合がありますが、補助要件が前もって明示されていないため、施設側として実施する意思があるにもかかわらず着手できない例が多いです。

○通常、国庫補助事業を行う場合は、国庫補助の交付決定を受け市町村が事業者へ交付決定を行った日以降に事業着手するものであり、補助金交付の裏付けがない状態での事業着手は原則できないが、H28年度の当該補助事業に係る国の交付決定がH29.2.28とほぼ年度末であり、保育所等改修費等支援事業(小規模保育事業所開設のための改修事業)について、国の交付決定まえに事業に着手せざるを得ない状況となった。

各府省からの第1次回答

保育対策総合支援事業費補助金の円滑な執行のため、平成29年2月20日に児童福祉主管課長会議で実施要綱の案を提示した上で、予算成立後の平成29年4月28日に交付要綱の案を周知するなど、早期の情報提供を行ってきたところであり、引き続き、適正かつ円滑な執行に努めていきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

平成29年度の交付要綱の施行・周知は平成29年8月3日付けとなっており、平成28年度に比べて早期に対応されている。

しかし、案の段階では県の要綱改正はできないため、予算成立後速やかに、案ではなく最終的な要綱を施行・周知していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【静岡県】

自治体の要望として、自治体の予算編成や予算の執行が円滑に行えるよう交付要綱等関係規程の速やかな提示を求めていくものの、申請に先立つ事前協議も行われていない中、平成29年度においても8月25日を期限として交付申請するよう通知があり、自治体が事業を行うための財源の裏づけである交付決定はさらに時間を要する見込みである。交付要綱案の提示だけでは早期の情報提供や適正かつ円滑な執行に努めているとは言えない。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

- 1次回答でも述べたとおり、保育対策総合支援事業費補助金の円滑な執行のため、平成29年2月20日に児童福祉主管課長会議で実施要綱の案を提示した上で、予算成立後の平成29年4月28日に交付要綱の案を周知するなど、早期の情報提供を行ってきたところであり、引き続き、適正かつ円滑な執行に努めていきたい。

平成29年的地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(41) 保育所等施設整備交付金

保育対策総合支援事業に係る補助金の交付要綱については、地方公共団体による適正かつ円滑な執行のために、予算成立後速やかに周知を行うこととする。